

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	熊谷市樋春字悪場南二〇七二番一五地先 から同市三本字三本原二一五八番一地先	区 間
一三・〇四〇一八・七七	八・〇九〇一一・一七	敷地の幅員 (メートル)
	二七七・七〇	延長 (メートル)
		備 考